別表十二(十三)
「9」又は「42の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表十二(十三) 令八・四・一以後終了事業年度分

Ⅰ 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書

交付金等の該当号		1	第　　号
交付金等の額		2	円
当期積立額		3	
(3)の内訳	(3)のうち損金経理による積立額	4	
	(3)のうち剰余金の処分による積立額	5	
積立限度額の計算	(2)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額	6	
	所得基準額 (別表四「45の①」)－(11)－(別表四「27の①」)	7	
	積立限度額 ((6)と(7)のうち少ない金額)	8	
当期積立額のうち損金算入額 ((3)と(8)のうち少ない金額)		9	

翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	10	円
	当期益金算入額 5年を経過した場合の益金算入額(24の計)	11	
	同上以外の場合による益金算入額(25の計)＋(26の計)	12	
	計(11)＋(12)	13	
	当期積立額のうち損金算入額(9)	14	
	期末農業経営基盤強化準備金の金額(10)－(13)＋(14)	15	
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金	16	
	差引(16)－(15)	17	
	当期分 貸借対照表の取崩不足額(13)－((3)－((16)－前期の(16)))	18	
	当期分 積立限度超過額(3)－(8)	19	
	当期分 当期に生じた差額の合計額(18)＋(19)	20	
	前期以前分 前期末における差額(前期の(17))	21	

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額 5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(24)及び(25)以外の場合	翌期繰越額(23)－(24)－(25)－(26)
	22	23	24	25	26	27
				円	円	
						円
計						

「9」欄

農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の２第１項」
② 「区分番号」欄：「00354」
③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

Ⅱ 認定計画に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	28				計
	取得年月日	29	・ ・	・ ・	・ ・	
	農用地等の取得価額	30	円	円	円	円
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		31				
(31)の内訳	(31)のうち損金経理による金額	32				
	(31)のうち剰余金の処分による金額	33				
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額 5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の額(24の計)					
	準備金等益金算入基準額 任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の額(25の計)					
	準備金等益金算入基準額 (2)のうち準備金として積み立てられなかった交付金等の額					
	計(34)＋(35)＋(36)	37				
	所得基準額 (別表四「45の①」)－(9)－(11)－(別表四「27の①」)	38				
	取得価額基準額 (30)－1円	39	①	②	③	①＋②＋③
	圧縮限度額 ((37)、(38)と(39)のうち少ない金額)	40				
	個別資産の圧縮限度額	41				
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 ((31)と(41)のうち少ない金額)		42	④	⑤	⑥	④＋⑤＋⑥

「42の計」欄

農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の３第１項」
② 「区分番号」欄：「00355」
③ 「適用額」欄：「42の計」欄の金額